

国立大学法人奈良教育大学経営協議会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年 2月 1日規則第 6号
改正 平成18年11月22日規則第94号
改正 平成24年 2月22日規則第17号
改正 平成27年 7月29日規則第39号
改正 平成27年 9月25日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学経営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事 2人

三 学長が指名する教職員 2人

四 国立大学法人奈良教育大学（以下「法人」という。）の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者 6人

2 第1項第三号の委員は学長が任命し、解任しようとするときは、協議会の議を経て行うものとする。

3 学長は、第1項第四号の委員を解任しようとするときは、教育研究評議会の意見を聴いた上、協議会の議を経て行うものとする。

4 第1項第三号及び同項第四号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を任命する学長の任期の末日以前とする。

5 第1項第三号及び同項第四号の委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 協議会が審議する法人の経営に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

三 学則（法人の経営に関する部分に限る。）並びに会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準、その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他法人の経営に関する重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、協議会を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した委員がその職務を代理する。

(議案の提出)

第5条 協議会への議案の提出は、学長が行う。

2 委員は、学長に対して議案の提出を請求することができる。

(会議の開催)

第6条 協議会は、原則として2か月に1回開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は必要に応じて、協議会を開催することができる。

(会議の成立等)

第7条 協議会は、議長を除く委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 協議会への代理者の出席は、これを認めない。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務の総括及び議事の記録)

第9条 理事(総務担当)は、協議会の事務を総括し、かつ、書記を選任し、議事の要旨を記録させなければならない。

(事務の処理)

第10条 協議会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第6号)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

2 国立大学法人奈良教育大学経営協議会規則(平成16年奈良教育大学規則第3号)の運用にあたり、総務担当理事が欠員の場合は、第2条第1項第二号中「学長が指名する理事 2人」を「学長が指名する理事1人及び事務局長」に、第9条中「総務担当理事」を「事務局長」に読み替えるものとする。

附 則(平成18年規則第94号)

この規則は、平成18年11月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第43号）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 平成27年10月1日から任命される第2条第1項第三号及び第四号の委員の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。